

仕様書

1 委託業務名称

令和2年度アート市場活性化事業 企画調査業務

2 履行期間

契約の日から令和3年3月31日まで

3 委託金額の上限

金2,000,000円（税込）

4 委託料の支払条件

本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。
なお、前金払及び部分払は行わない。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

6 事業説明

(1) 目的

- 市民、事業者の文化芸術に対する戦略的な投資を促し、新たな需要の創出や経済的な価値付けを行い文化と経済の融合を目指す。
- 芸術家は、その地位が確立され、収入が安定するまで相当な苦労がある。芸術家の社会的・経済的地位向上が困難な背景には、国内アート市場が未成熟であることが考えられるため、市民、事業者の現代アートに触れる機会を増やすとともに、芸術家の活動への理解を促進する。

(2) 概要

アート市場の拡大は、若手アーティストの経済的自立につながるとともに、作品発表の場の創出や創作環境の向上にも資するものである。そのため、アーティストが作品を制作後、展示・販売に備え、保管でき、かつ世界のアート関係者（ギャラリスト、キュレーター、コレクター等）とつながる「倉庫兼ビューイングルーム」の設置に向けたケーススタディを行う。

7 所与の条件

アート関係者等へのヒアリング調査、設置候補場所の選定、施設が備えるべき機能、各種コストの算出等を含む。

8 委託内容

(1) 「倉庫兼ビューイングルーム」設置に向けた企画・調査業務

アーティストが作品を制作後、展示・販売に備え、保管でき、かつ世界のアート関係者の訪問の受入を行うことができる「倉庫兼ビューイングルーム」の設置に向けた企画・調査を行う。

ア 「倉庫兼ビューイングルーム」の設置に向けた企画・調査の内容を自由に提案すること。なお、設置場所については、民有施設の転用、活用等を原則とし、土地の新規取得及び建物の新築は行わないものとする。

イ 提案内容には、アート市場に詳しい有識者、アーティスト、キュレーター等のアー

ト関係者をはじめ、必要に応じて、不動産所有者、不動産管理事業者等へのヒアリング調査等を含めることとし、実施にあたっては、担当職員と調整すること。

ウ アート市場や倉庫業に詳しい事業の監修者又はアドバイザーを設置することが望ましい。

エ 必要となる施設の機能、運営体制等についても検討を行うこととし、実施にあたっては、担当職員と調整すること。

(2) 運営管理

ア 委託業務全体のスケジュール管理

イ 委託業務報告書の作成及び支出に関する証票の管理

ウ 実施に必要な下見及び手配

エ 実施に係る進行管理について、一切の責任を持って運営

オ 関係者、関係団体との調整

9 提出物

(1) 広報印刷物、資料等

データ及び書面等により、作成後速やかに提出

(2) 実施報告書

出展終了後、データ及び書面により、速やかに提出

※報告書については事前に案を作成し、本市担当職員の承認を得た後に本成果物として提出すること。

(3) 業務完了届及び請求書

業務終了後、書面により速やかに提出

(4) その他本市が指示するもの

9(1)～(3)のほか、本市からの指示に応じて本業務に関する資料を提出

10 留意事項

(1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。

(3) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の担当者に確認し、その指示に従うこと。

(4) 各種法令及び基準等を守ること。

11 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

12 その他

(1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。

(2) 成果物に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者は本市の許可なく成果物の内容を公表しないこと。

(3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本市が定めるものとする。